

令和6年（行ウ）第102号 自由に不妊手術等を受けることのできる地位確認等請求
事件

原 告 梶谷風音ほか4名

被 告 国

証 拠 説 明 書 4

令和7（2025）年3月31日

東京地方裁判所民事第38部B2係 御中

原告ら訴訟代理人弁護士 亀石 倫子

ほか5名

頭書事件につき、下記のとおり証拠の説明を致します。

記

甲号証	標 目 (原本・写しの別)	作 成 年月日	作成者	立 証 趣 旨
甲83 の1	BRIEFING PAPER:THE RIGHT TO CONTRACEPTIVE INFORMATION AND SERVICES FOR WOMEN AND ADOLESCENTS	写し	2011.3.14 国連人口基金	女性に対するあらゆる形態の 差別の撤廃に関する条約は、 女性の出産回数、間隔、時期を 決定する権利に加えて、その 権利を行使するために必要な 避妊に関する情報やサービス を利用する権利を明確に認め ていること、また、女性がこれ らの権利を享受するには、自 分に合った避妊法を選択する 能力に不当な干渉を受けるこ となく、避妊に関する情報と サービスを利用できることが 不可欠であること等。
甲83 の2	上記和訳	写し	2025.3.29 訳者： 弁護士戸田善恭	同上。

甲84 の1	第9回日本政府 報告書に対する 総括所見	写し	2024.10	国連女性差別撤 廃委員会 (CEDAW)	日本は、CEDAW から、「すべての女性が自発的な不妊手術サービスにアクセスできるようにするため、母体保護法を改正し、配偶者の同意要件を撤廃すること」という勧告を受けていること。
甲84 の2	上記和訳	写し	2025.3.29	訳者： 弁護士戸田善恭	同上。
甲85 の1	Ensuring human rights in the provision of contraceptive information and services	写し	2024.1	WHO	WHOが、「女性が避妊に関する情報やサービスを自由に利用できるようにするため、配偶者の同意を含む第三者の承認要件を撤廃することを推奨する」等と提言していること。
甲85 の2	上記和訳	写し	2025.3.29	訳者： 弁護士戸田善恭	同上。
甲86	新基本コンメン タール刑法〔第 2版〕（抜粋）	写し	2017.4	日本評論社	自然発生的権利・利益である性的自己決定の自由を制約していた姦通罪は、憲法14条の「法の下での平等」及び憲法24条2項の「両性の本質的平等」に反することを理由に廃止されたこと
甲87	大コンメンタ ール刑法第三版第 9（抜粋）	写し	2013.6	青林書院	同上。
甲88	注釈刑法第2巻 各論(1)（抜粋）	写し	2016.12	有斐閣	同上。
甲89	昭和22年9月 11日参議院・ 司法委員会会議 録情報	写し	1947.9.11	国立国会図書館	同上。

以上